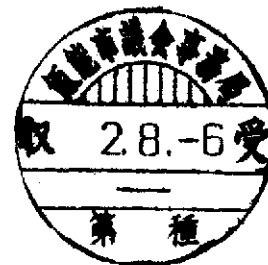


議員提出議案第 5 号



滝沢修議員に対する問責決議（案）

上記の議案を別紙のとおり、飯能市議会会議規則第13条の規定により提出
します。

令和2年8月6日

提出者	飯能市議会議員	野 田	直 人
賛成者	同	新 井	重 治
同	同	関 田	直 子
同	同	野 口	和 彦
同	同	内 田	健 次
同	同	栗 原	義 幸
同	同	中 元	太
同	同	松 橋	律 子
同	同	加 藤	由 貴 夫
同	同	砂 長	恒 夫
同	同	鳥 居	誠 明
同	同	加 涌	弘 貴

飯能市議会議長 平 沼 弘 様

滝沢修議員に対する問責決議（案）

議会における議員の発言は、他から制約を受けることなく自由になしえるという発言自由の原則により保障されているが、「暴言や罵声」を許すものではない。地方自治法第132条において、議員は無礼な言葉を使用する発言は慎まなければならないと規定され、また飯能市議会会議規則第150条においても、議員は議会の品位を重んじなければならないと規定している。

滝沢議員が、6月定例会の一般質問でマイク越しに大きな声で「暴言や罵声」を執行部職員に浴びせた行為に対し、砂長議員から「罵声はパワーハラスメントの疑いがある」と指摘され、平沼議長は滝沢議員に厳重注意を行った。これに対し、滝沢議員から謝罪発言が行われたが、後日、謝罪内容を録音テープで改めて確認する限りでは、当該職員に対する謝罪が一切行われていないことが判明した。

直後の答弁すらできなかつたほど大きな精神的苦痛を与えた当該職員の状況を知りつつも、当該職員に対し一言の謝罪もなかつたことは、議会として決して容認できるものではない。

滝沢議員の言動は職員に対する重大なパワーハラスメントに値するものであり、卑劣な行為である。この行為は議会をも冒瀆するものであり、また議会の品位を著しく傷つけ、大きな混乱を招いたことは事実である。

よって、滝沢修議員に対し、議員として責任を取るよう強く問うものである。

以上、決議する。

令和2年8月6日

飯 能 市 議 会

提案理由

滝沢修議員が、6月定例会の一般質問において、マイク越しに大きな声を発し執行部職員を威圧した。

これにより当該職員に精神的苦痛及びそれに伴う大きなダメージを与えたことは、パワーハラスメントであり卑劣な行為である。

「議会の秩序を乱し、職員を追い込む行き過ぎた行為」を我々は議会として見逃すことはできず、断じて許されるものではない。

よって、滝沢修議員の問責を決議するため提案するものである。